

第4期 水俣市障がい福祉計画

平成27年3月

目 次

| | |
|----------------------------------|-------|
| はじめに | P. 1 |
| 第 1 章 計画の基本理念 | P. 3 |
| 第 2 章 障がい福祉サービス等の数値目標 | P. 4 |
| 第 3 章 障がい福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策 | P. 5 |
| 第 4 章 計画の推進体制 | P. 18 |

○本文中の「しょうがい」の表記については、法律名などを除き「障がい」とする。

また、「障がいを持つ人」とは、障がい者、障がい児及び難病患者を指す。

はじめに

1. 計画策定の沿革

・平成13年3月：水俣市障害者基本計画の策定

障がい者福祉の推進を図るため、国においては平成7年に障害者プランが、熊本県においても平成10年に熊本県障害者プランが策定され、これらのプランに基づいて、障がい者福祉に係る各種施策が展開されるようになった。

市においても、当時の第3次水俣市総合計画に盛り込まれた福祉部門に関する理念や障がい者福祉に関する諸施策を具現化する部門計画として、平成13年3月に水俣市障害者基本計画を策定した。この計画は、「生きがい・ふれあい・もやいの実感」を基本目標とするもので、計画期間は3年となっており、その後は地域福祉計画の中で検討していくこととされた。

・平成17年3月：水俣市地域福祉計画の策定

平成12年に社会福祉法が改正され、サービスの利用者や提供者、行政が対等の立場に立った社会福祉制度が構築され、地域生活を支援するための「地域福祉の推進」が明記された。

市においても、地域住民をはじめ、社会福祉法人、NPO、ボランティア、行政等の連携、協働による「地域福祉」を推進するために、平成17年3月に水俣市地域福祉計画を策定した。

この計画は、障がいを持つ人を対象とする福祉のほかに、子育て支援や高齢者福祉に関する事項を網羅するもので、「みとめあい、なごみあい、まごころで、助け合うまちづくり」を基本理念とし、計画期間を10年間、5年目の平成21年度に見直しを行うこととして策定された。

・水俣市障がい福祉計画の策定

平成18年4月に障がい保健福祉施策の抜本的な制度改革を行うために障害者自立支援法が施行され、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるよう明記された。市においても、障がい福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量を的確に見込むとともに、提供体制確保に関する事項を定め新制度の円滑な実施を図るため、平成19年3月に水俣市障がい福祉計画、平成21年3月に第2期水俣市障がい福祉計画、そして平成24年3月に第3期水俣市障がい福祉計画を策定した。

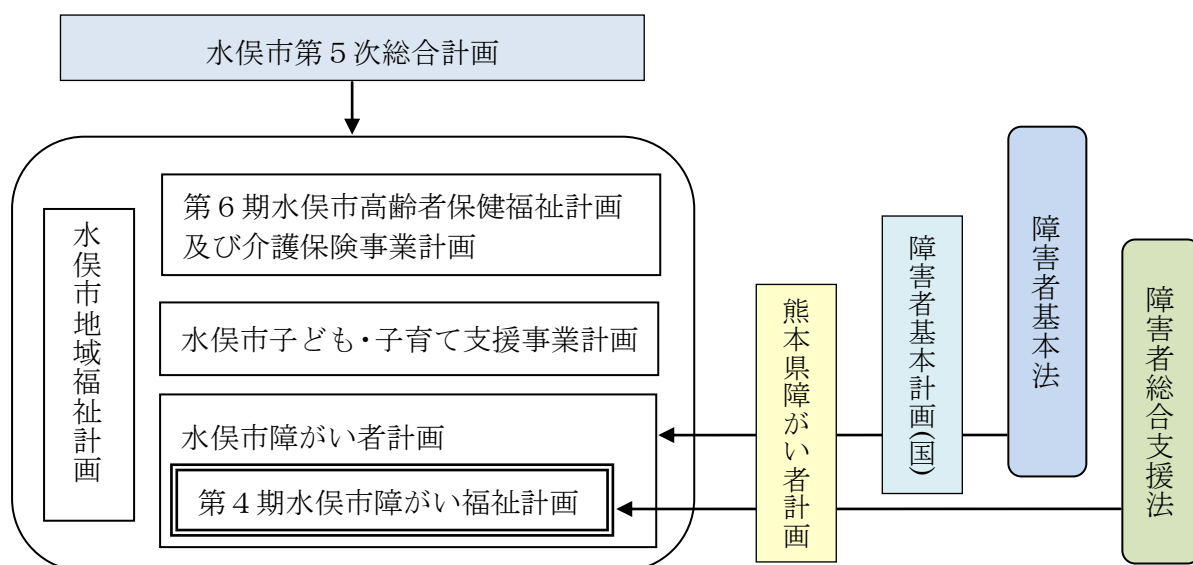
第3期水俣市障がい福祉計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間であり、「3つの「しょうがい」を意識したまちづくり、障害を持つ人も地域で生涯、生き甲斐を持ちながら暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念として策定した。

2. 計画策定の趣旨

本計画は、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の基本理念及び趣旨に基づき国が定める基本指針に則して、成果目標や障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）を新たに定め、障がいを持つ人たちが有する能力及び適正に応じて自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスやその提供体制等を計画的に充実させるために策定するものである。

3. 計画の法的根拠及び位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する法定計画としての「市町村障害福祉計画」であり、本市の実情や第3期計画期間中における利用実績を踏まえ具体的な数値目標を定めるものである。また、本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定めた「水俣市障がい者計画」を上位計画として位置づけ、国の「障害者基本計画」、熊本県の「熊本県障がい者計画」等を踏まえながら、「水俣市第5次総合計画」及び関連分野の各計画との連携・調整を図っていくものとする。



4. 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものとする。

また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児とする。

5. 計画の期間及び見直しの時期

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とするが、法改正等により計画の見直しが必要となった場合には、計画期間中においても必要な見直しを行う。

第1章 計画の基本理念

超高齢化社会の到来にも起因するが、多くの住民またはその家族は、何らかの障がいや病気といった困難を抱えながら生活していくことが予想され、それと併せて本市特有の課題として、世界に類例を見ない水俣病による健康被害と向き合いながら地域で生活する人の数も、今後ますます増加していくものと思われる。

そして更には、家族形態の変容や共働き世帯の増加等に伴い、古来よりそれぞれの家族が有していた福祉的機能の低下といったことも考えられる。

このような状況の中で、障がいを持つ人たちが住みなれた地域や家庭で個々の能力や特性を十分に発揮しながら、可能な限り自立した生活を営むために必要な障がい福祉サービス及びその他の支援の充実、そして、障がいのあるなしに関わらず安心して暮らすことができ、何人も社会的に排除されることなくその構成員として包含され、相互に人格と個性を尊重しあい「もやい」を実感することの出来る共生社会の実現を目指すことを、本計画の基本理念とする。



第2章 障がい福祉サービス等の数値目標

国が定める「基本指針」に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」、「障がい者の地域生活の支援」及び「福祉施設から一般就労への移行等」について、平成29年度における数値目標を定める。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 平成26年度末時点での施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

| 区 分 | 数値 | 目標値設置に当たっての考え方 |
|------------------|-----|---------------------|
| 平成26年度末の施設入所者数 | 72人 | 平成26年度末時点の見込み |
| 平成29年度地域生活移行見込者数 | 9人 | 平成26年度末施設入所者数の12%以上 |

② 平成26年度末時点と比較した施設入所者の減少数

| 区 分 | 数値 | 目標値設置に当たっての考え方 |
|----------------|-----|--------------------|
| 平成26年度末の施設入所者数 | 72人 | 平成26年度末時点の見込み |
| 平成29年度施設入所者減少数 | 3人 | 平成26年度末施設入所者数の4%以上 |

(2) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末まで、地域生活支援拠点として居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する。国の基本指針を踏まえ、地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、水俣・芦北圏域自立支援協議会の意見等を考慮しながら水俣市内又は水俣・芦北圏域に少なくとも1ヶ所を整備する。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じて平成29年度中に一般就労する者の数

| 区 分 | 数値 | 目標値設置に当たっての考え方 |
|-----------------|----|--------------------------------|
| 平成26年度の一般就労移行者数 | 2人 | 平成26年度に就労移行支援を利用し、一般就労に移行した者の数 |
| 平成29年度の一般就労移行者数 | 4人 | 平成24年度実績の2倍以上 |

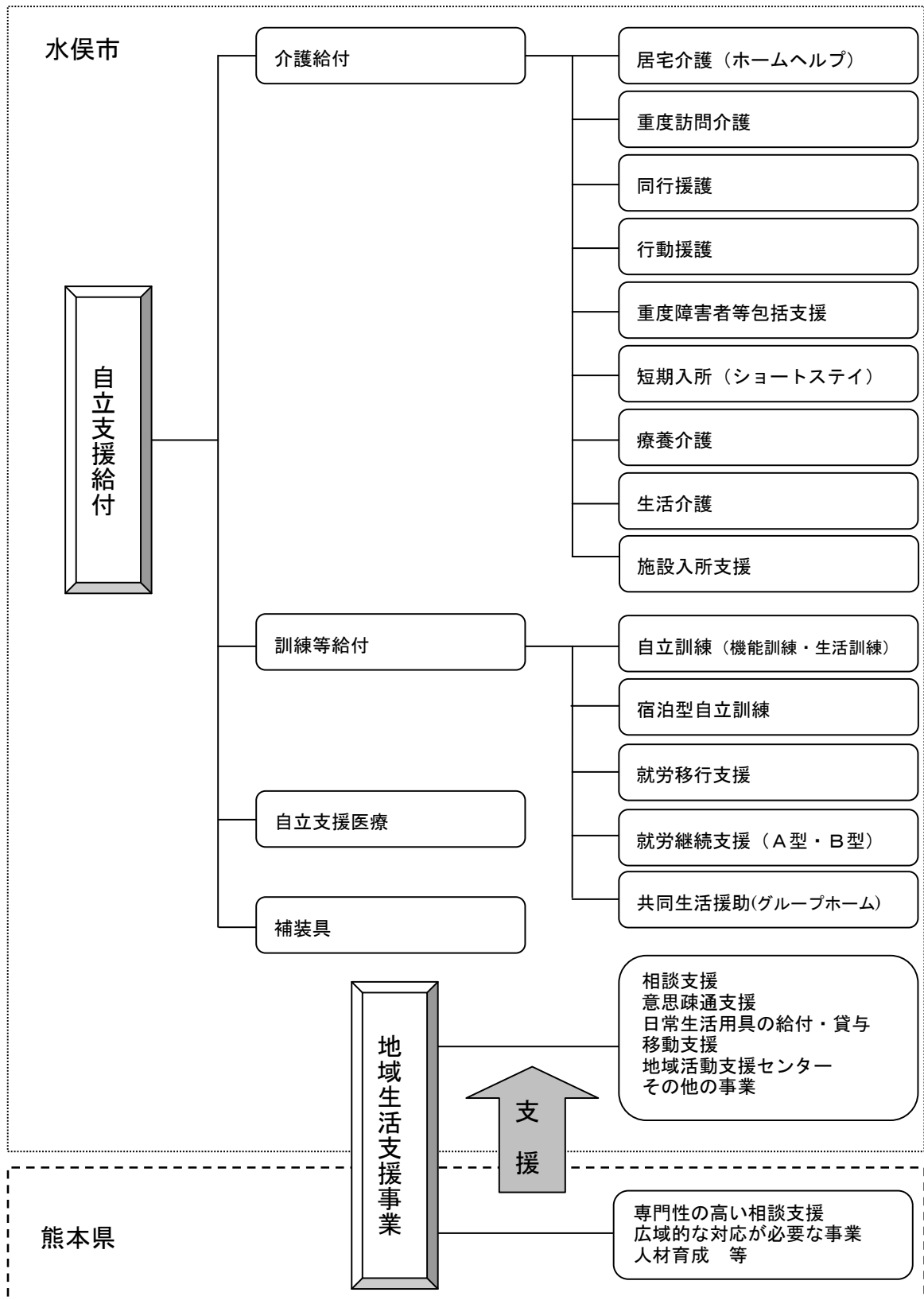
② 就労移行支援事業の利用者数

| 区 分 | 数値 | 目標値設置に当たっての考え方 |
|---------------------|----|-------------------------|
| 平成26年度の就労移行支援事業利用者数 | 5人 | 平成26年度に就労移行支援を利用している者の数 |
| 平成29年度の就労移行支援事業利用者数 | 8人 | 平成26年度利用者数の60%以上 |

第3章 障がい福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策

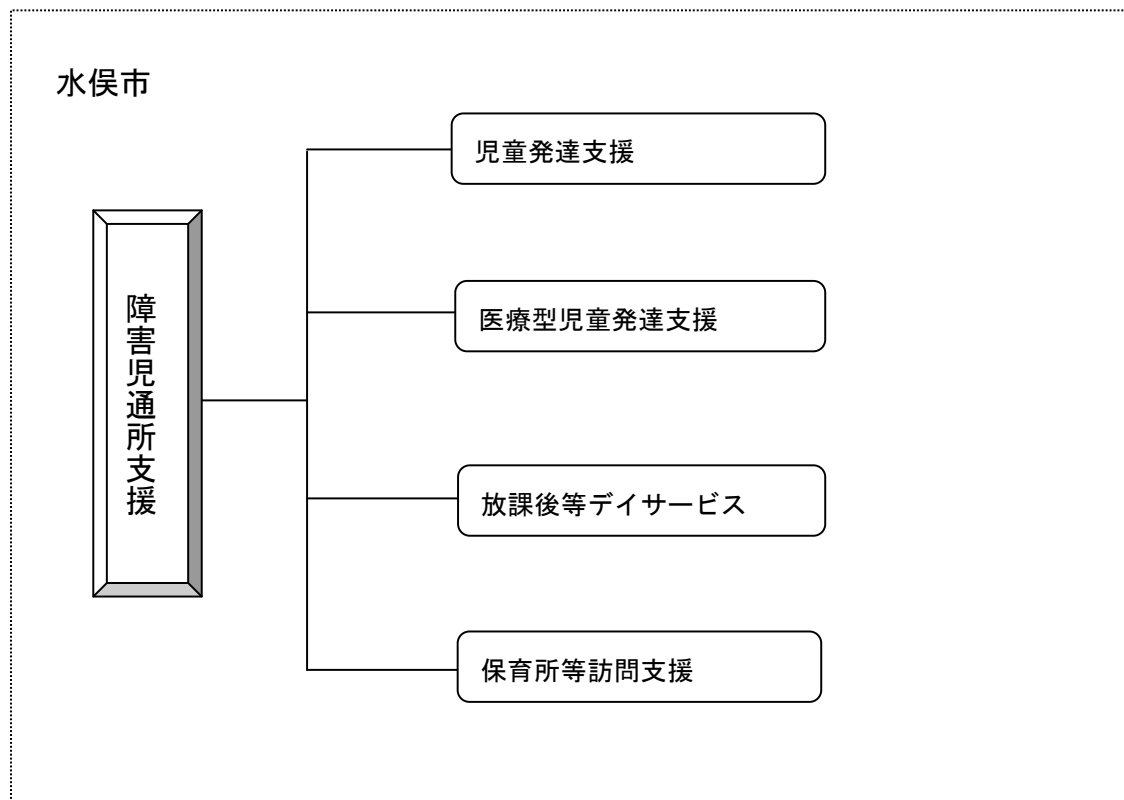
1. 障がい福祉サービス等の体系図

① 障害者総合支援法に基づくサービスの体系図

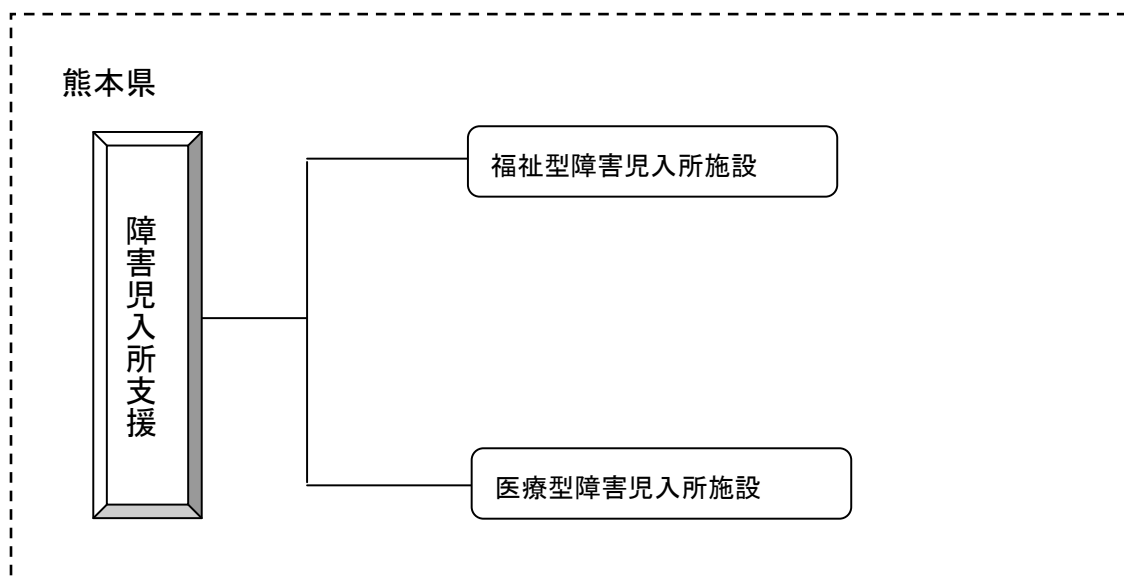


② 児童福祉法に基づくサービスの体系図

* 通所サービス



* 入所サービス



2. 指定障がい福祉サービス

平成27年度～平成29年度の指定障がい福祉サービスの利用量を以下のように見込み、その確保のための方策を記す。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅において、入浴、排泄、食事等の介護を行う。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人が対象となる。居宅における入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動支援を総合的に行う。

③ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害者が対象となる。移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となる。行動するときに生じる危険を回避するための必要な支援や、外出支援を行う。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となる。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行う。

■ 現状分析

障がいを持つ人が、住みなれた家庭や地域で自立し安心して暮らすためには、個々のニーズに応じた支援とともに、家族の介護負担を軽減することも必要であるが、核家族化、介護者の高齢化など、家族形態の変化に伴い、訪問系サービスのニーズはますます高まってきており、今後ともサービス量の拡大を図っていく必要がある。

■ 必要な量の見込み

平成26年度までの利用実績、平成29年度までの地域生活移行者数等を勘案し、必要なサービス見込量を設定する。

○ 訪問系サービスにおける1月あたりの必要な量の見込み（平成26年度は実績見込）

| 区分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 686時間/月 | 700時間/月 | 720時間/月 | 740時間/月 |
| 重度訪問介護 | 746時間/月 | 806時間/月 | 806時間/月 | 806時間/月 |
| 同行援護 | 32時間/月 | 40時間/月 | 45時間/月 | 50時間/月 |
| 行動援護 | 0時間/月 | 0時間/月 | 0時間/月 | 0時間/月 |
| 重度障害者等包括支援 | 0時間/月 | 0時間/月 | 0時間/月 | 0時間/月 |
| 合計 | 1,464時間/月 | 1,546時間/月 | 1,571時間/月 | 1,596時間/月 |

■ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点から、必要なサービス提供体制の確保に努める必要があり、事業者の新規参入等サービス拡充が進むよう国に対する働きかけを行い、また、各事業所との連携を深め、専門的人材の確保と質の向上を図ることとする。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人が対象となる。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行う。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となる。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

④ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となる。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。このうちA型は雇用契約に基づき行う事業である。

⑤ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人が対象となる。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

⑥ 短期入所

介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事介助等を行う。

■ 現状分析

就労継続支援B型事業所の増加により、おおむね日中活動及び福祉的就労の場を確保することはできたが、就労移行支援並びに就労継続支援A型事業所については、それらへのニーズの高まりに対して事業所数が不足しているため、新規事業者の参入が期待される。

■ 必要な量の見込み

特別支援学校高等部卒業生等の進路として、多様な就労形態による福祉的就労の場の確保が必要である。平成26年度までの利用実績と地域生活移行者数、今後の特別支援学校高等部卒業生数を勘案し、平成29年度までの各年度において必要なサービス見込量を設定する。

○ 日中系サービスにおける 1 月あたりの必要な量と利用者数の見込み

※生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の 1 人あたりの利用日数は月 23 日を想定する。（平成 26 年度は実績見込）

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 生活介護 | 108人 | 115人 | 120人 | 125人 |
| | 2,063人日/月 | 2,645人日/月 | 2,760人日/月 | 2,875人日/月 |
| 自立訓練 （機能訓練） | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | 37人日/月 | 46人日/月 | 46人日/月 | 46人日/月 |
| 自立訓練 （生活訓練） | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 |
| | 125人日/月 | 184人日/月 | 207人日/月 | 230人日/月 |
| 就労移行支援 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 |
| | 105人日/月 | 138人日/月 | 161人日/月 | 184人日/月 |
| 就労継続支援 （A型） | 18人 | 20人 | 25人 | 30人 |
| | 292人日/月 | 460人日/月 | 575人日/月 | 690人日/月 |
| 就労継続支援 （B型） | 155人 | 170人 | 180人 | 190人 |
| | 2,758人日/月 | 3,910人日/月 | 4,140人日/月 | 4,370人日/月 |
| 療養介護 | 44人 | 44人 | 45人 | 46人 |
| 短期入所 | 17人 | 18人 | 19人 | 20人 |
| | 198人日/月 | 200人日/月 | 210人日/月 | 220人日/月 |

■ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

各事業所の安定的な運営が確保されよう、国に対する働きかけを行う。また、一般就労への移行を推進する観点から、福祉、教育、労働関係機関・団体等によるネットワーク（就労支援ネットワーク）などを活用して、就労移行支援事業所等の積極的な取組みを支援するとともに、一般企業へも働きかけ、実習などの受け入れ先を拡大する。さらに、授産製品の開発・販路拡大に取組み、就労継続支援事業所の利用者の工賃引き上げを目指す。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護、相談その他日常生活の援助を行う。

② 施設入所支援

施設入所者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

■ 現状分析

地域生活移行の推進や、在宅生活を送る障がい者家族の高齢化などの観点から、これまで以上に共同生活援助（グループホーム）の充実を図っていく必要があるが、報酬水準の向上や、地域の理解促進など、事業所の増設に向けて取り組まなければならない課題がある。

■ 必要な量の見込み

平成26年度までの利用実績、平成29年度までの地域生活移行者数、精神科病院入院患者の地域生活への移行を勘案し、平成29年度までの各年度のサービス見込量を設定する。

○ 居住系サービスにおける1月あたりの必要な量の見込み（平成26年度は実績見込）

| 区分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 共同生活援助 | 45人 | 50人 | 55人 | 60人 |
| 施設入所支援 | 72人 | 71人 | 70人 | 68人 |

■ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

共同生活援助（グループホーム）の増設に向けては、国に対し、安定的な運営が可能な報酬水準の確保を要望するとともに、事業者の新規参入を促進するため、国等の基盤整備費補助金等の積極的な活用と併せて、市民の障害者福祉に関する関心と理解を一層深めるための啓発活動に取り組むこととする。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がいを持つ人が、安心して地域生活が送れるように個々のニーズに応じたサービスが利用できるよう、ケア計画の策定を行うとともに、継続的に計画の見直し等を行う。

② 地域移行支援

障害者入所施設等の施設入所者や、精神科病院に入院している人が、居宅生活に移行する場合に、生活基盤の確保など必要となる支援を行う。

③ 地域定着支援

障がいを持つ人が、居宅において単身等で生活する場合に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談・緊急訪問等を行う。

■ 現状分析

障がいを持つ人が、住みなれた地域で自立した生活を送るためには、生活全般にわたる相談や福祉・保健・医療サービスの情報提供及び利用援助を行う総合的かつ専門性の高い相談支援が必要であり、今後一層の相談支援体制の充実が必要となっている。

■ 必要な量の見込み

全ての障がい福祉サービス利用者は、障害者総合支援法第22条第4項に基づき、サービス利用計画の策定が求められるため、現在の障がい福祉サービス利用者数を勘案し、計画相談支援の見込量を設定する。地域移行支援については、平成29年度までの地域移行者数(目標値)、精神科入院患者の地域生活への移行事業の実績等を勘案してサービス見込量を設定する。

また、地域定着支援については、地域移行に向けて支援する者のうち地域定着の支援も必要な者を推計してサービス見込量を設定する。

○ 相談支援における1年あたりの必要な量の見込み(平成26年度は実績見込)

| 区分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画相談支援 | 393人 | 420人 | 440人 | 460人 |
| 地域移行支援 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 地域定着支援 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |

■ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

相談支援については、各相談支援事業所等を中心にきめ細やかな相談体制を作り、必要なサービスの円滑な利用を促進しながら、多様な相談ニーズに対応するため、水俣・芦北自立支援協議会において、個別支援会議を実施するなど、協働支援体制づくりに努める。また、退院された精神障がい者の地域生活定着には、適切な医療を受けることが不可欠であるため、精神科病院等と十分に連携しながら、相談支援に取り組んでいく。

(5) 障がい児通所支援

障がい児通所支援は、平成24年4月の児童福祉法改正により、それまで都道府県において支給されていた障がい児の通所サービスが、市町村において支給することとされたものである。なお、障がい児入所支援については従来どおり都道府県において対応する。

① 児童発達支援

未就学の障がい児やその家族に対し、基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行う。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児に対する児童発達支援及び治療を行う。

③ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

④ 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

■ 現状分析

現在、水俣市こどもセンターにおいて実施している地域療育センター事業は、児童館事業及び子育て支援事業との兼ね合いで実施体制が不十分であり、また、障害児通所支援事業所も圏域内に十分に整備されていないため、特に就学後の障害児にとっては十分な療育サービスを受けられない状況となっている。

■ 必要な量の見込み

平成26年度までの利用実績、地域療育センター事業等による療育サービス必要者数を勘案し、平成29年度までの各年度のサービス見込量を設定する。

○ 障がい児通所支援における1月あたりの必要な量の見込み（平成26年度は実績見込）

| 区分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|--------|---------|---------|---------|
| 児童発達支援 | 2人 | 10人 | 20人 | 30人 |
| | 15人日/月 | 70人日/月 | 140人日/月 | 210人日/月 |
| 医療型児童発達支援 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 0人日/月 | 0人日/月 | 0人日/月 | 0人日/月 |
| 放課後等デイサービス | 9人 | 20人 | 30人 | 40人 |
| | 50人日/月 | 100人日/月 | 150人日/月 | 200人日/月 |
| 保育所等訪問支援 | 1人 | 10人 | 15人 | 20人 |
| | 1人日/月 | 10人日/月 | 15人日/月 | 20人日/月 |

■ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

圏域内に十分に障害児通所支援事業所が整備されていないため、国等の基盤整備費補助金等の活用による新規事業者の参入を積極的に支援する。また、平成27年度より外部委託を行い実施体制の充実が検討されている地域療育センター事業と連携し、必要なサービスを提供することができるように支援体制の構築に努める。

(6) 障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障がい児通所支援のサービスを必要とする者に対し、障がい児支援利用計画を作成するものである。

■ 現状分析

障がいを持つ児童及びその家族が、住みなれた地域で自立した生活を送るためには、生活全般にわたる相談や福祉・保健・医療サービスの情報提供及び利用援助を行う総合的かつ専門性の高い相談支援が必要であり、今後一層の相談支援体制の充実が必要となっている。

■ 必要な量の見込み

全ての障がい児通所支援サービス利用者は、児童福祉法第21条の5の7第4項の規定に基づき、障がい児支援利用計画の策定が求められるため、現在の障がい児通所支援サービス利用者数を勘案し、障がい児相談支援の見込量を設定する。

○ 障がい児相談支援における1年あたりの必要な量の見込み（平成26年度は実績見込）

| 区分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 障がい児相談支援 | 12人 | 30人 | 60人 | 90人 |

■ 見込量の確保及び基盤整備のための方策

障がい児相談支援については、地域療育センター事業等との連携を十分に図りながら、きめ細かな相談体制を作り、必要なサービスの円滑な利用を促進する。

3. 地域生活支援事業

平成27～平成29年度の地域生活支援事業のサービス利用量を以下のように見込む。

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障がい者等が社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去し、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発事業を実施することにより、共生社会の実現を図るものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 無し | 無し | 有り | 有り |

【利用者負担】 利用者負担なし

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者等が自立した社会生活を営むことが出来るよう、障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な活動を支援することにより、共生社会の実現を図るものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 自発的活動支援事業 | 無し | 無し | 有り | 有り |

【利用者負担】 利用者負担なし

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、福祉に関する様々な問題について、障がいを持つ人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他福祉サービスの利用支援等を行うものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 相談支援事業 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 |

【設置箇所】 水俣・芦北圏域に3箇所（専門とする障害種別ごとに1箇所ずつ）の設置。

- ・くまもと芦北療育医療センター（障がい児・知的障がい）
- ・支援センターまどか（精神障がい）
- ・石路の里相談支援事業所（身体障がい）

【利用者負担】 利用者負担なし

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力の不十分な人で、2親等内の親族及び配偶者がいない人が自立した日常生活が営めるよう、後見（補佐、補助）開始の申立や申立に要する費用の負担及び後見人（補佐人、補助人）への報酬の助成を行うものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

【利用者負担金】 要綱において、別に定める額

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における業務を適正に行う法人を確保するための体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図るものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|----------------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

【利用者負担金】 利用者負担なし（資料代は別途負担）

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある障がいを持つ人に対し、他者との意思の疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図るものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 意思疎通支援事業 | 年間 20 回 | 年間 20 回 | 年間 20 回 | 年間 20 回 |

【利用者負担金】 利用者負担なし

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、重度の障がいを持つ人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図るものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|-------------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 日常生活用具給付等事業 | 700 件 | 720 件 | 740 件 | 760 件 |

【利用者負担金】

生活保護世帯者：0円 市町村民税世帯非課税者：0% 市町村民税世帯課税者：5%

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、その支援者として必要な手話の技術を習得した者を養成するものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|-------------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 14 人 | 10 人 | 10 人 | 10 人 |

【利用者負担金】 利用者負担なし

(9) 移動支援事業

① 外出支援事業

外出支援事業は、屋外での移動が困難な障がいを持つ人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援するものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 外出支援事業 | 24 時間/月 (6 人程度) | 30 時間/月 (7 人程度) | 35 時間/月 (8 人程度) | 40 時間/月 (9 人程度) |

【利用者負担】

生活保護世帯者：0円 市町村民税世帯非課税者：0% 市町村民税世帯課税者：5%

※公共交通機関を利用した場合、その料金はヘルパー分も含め利用者負担となる。

② 移送サービス事業

移送サービス事業は、家庭において移送することが困難な65歳未満の重度身体障がいを持つ人に対し、移送専用車を派遣することにより在宅福祉の向上を図るものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 移送サービス | 11 回/月 (4 人程度) | 20 回/月 (5 人程度) | 25 回/月 (6 人程度) | 30 回/月 (7 人程度) |

【利用者負担】

生活保護世帯者：0円 市町村民税世帯非課税者：0% 市町村民税世帯課税者：5%

③ 福祉タクシー利用助成事業

福祉タクシー利用助成事業は、重度の心身障がいを持つ人がタクシーを利用する場合に、その運賃の一部を助成することにより（500円券の20枚綴り交付/年間）、障がいを持つ人の外出の便宜を図るものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|--------|------------|------------|------------|------------|
| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 福祉タクシー | 1 人年間 20 回 | 1 人年間 20 回 | 1 人年間 20 回 | 1 人年間 20 回 |

【利用者負担】 助成額を超えた額

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がい者の就労、創作的活動及び生活活動の機会の提供、自活に必要な訓練を行うとともに、社会との交流促進等の便宜を図り障がいを持つ人の地域生活支援を促進するものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|--------------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 地域活動支援センター事業 | 1 箇所(Ⅱ型) | 1 箇所(Ⅱ型) | 1 箇所(Ⅱ型) | 1 箇所(Ⅱ型) |

【利用者負担】 利用者負担なし

(11) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、地域において障がいを持つ人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 訪問入浴サービス事業 | 30 回/月 (4 人程度) | 30 回/月 (4 人程度) | 30 回/月 (4 人程度) | 30 回/月 (4 人程度) |

【利用者負担金】

生活保護世帯者：0円 市町村民税世帯非課税者：0% 市町村民税世帯課税者：5%

(12) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がいを持つ人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援や、障がいを持つ人を日常的に介護している家族に一時的な休息を提供するものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 日中一時支援事業 | 90 日/月 | 100 日/月 | 110 日/月 | 120 日/月 |

【利用者負担金】

生活保護世帯者：0円 市町村民税世帯非課税者：0% 市町村民税世帯課税者：5%

(13) 生活サポート事業

生活サポート事業は、障害支援区分が認定されなかった在宅の障がい者等に対して、ヘルパーを派遣して軽易な家事援助を行い、福祉の向上及び介護者の負担軽減を図るものである。

| 事業名 | 実績（見込） | 見込量 | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 生活サポート事業 | 0 時間/月 | 8 時間/月 | 8 時間/月 | 8 時間/月 |

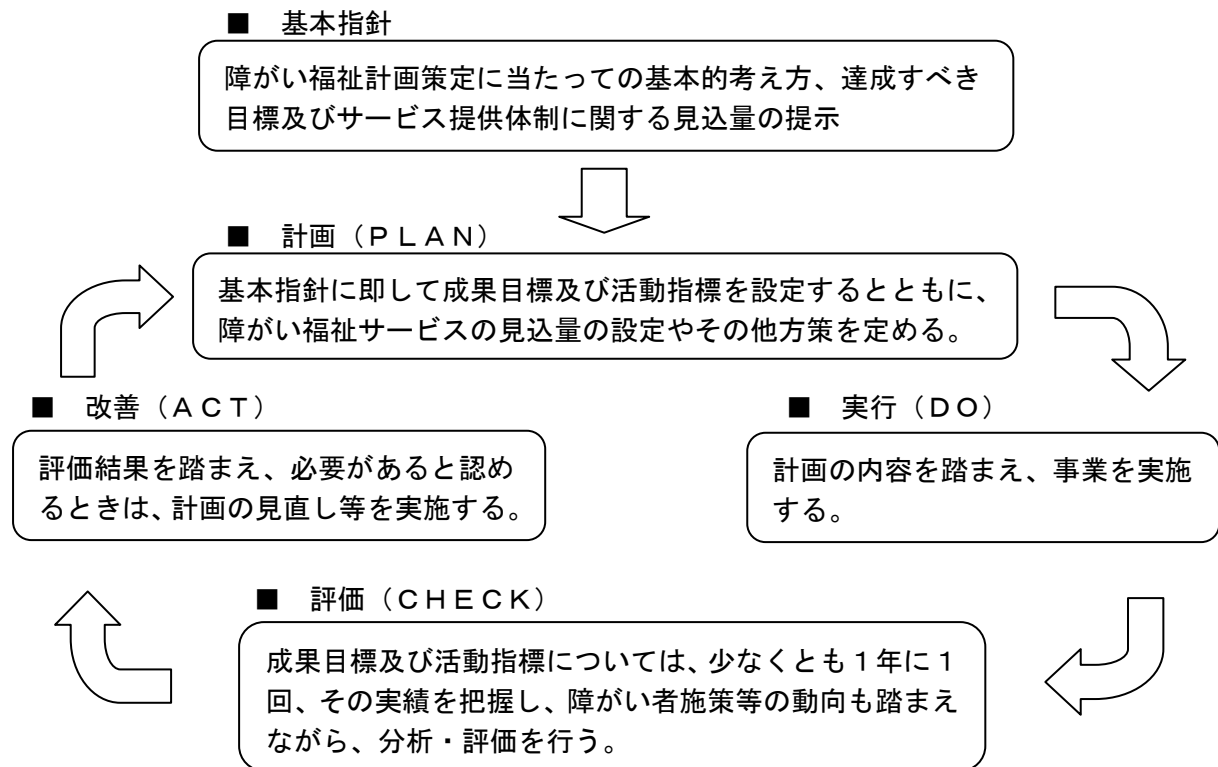
【利用者負担金】 一律 1 割負担（ただし、生活保護世帯は 0 円）

第4章 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画を変更することその他必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされている。

（障がい福祉計画におけるPDCAサイクルプロセスのイメージ）



2. 関係機関・団体との連携

障がいを持つ人に対する障がい福祉サービスの充実を目指し、保健・福祉分野は当然のこと、それ以外の関係機関・団体との連携強化を図り、幅広い協力体制を得ながら計画を推進する。

3. 庁内組織相互の連携

障がいを持つ人に対する適切なサービスの提供や支援を総合的に推進するため、保健、医療、福祉分野はもちろんのこと、教育、住宅、まちづくりなど他分野にも関わる計画として位置付け、本計画の実施においては、全庁的な連携を図る。

4. 市民への周知・啓発

障がい者福祉を地域全体の課題として捉えるために、本計画の市民への周知を図るとともに地域福祉に関する啓発を推進する。